

青森県報

第四千四百三十七号

平成三十年
四月十三日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 二
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) …… 二
- 介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(同) …… 二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 三
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 三
- 特定行為業務の登録……………(同) …… 三
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) …… 四
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) …… 四
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) …… 五
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) …… 五
- 都市計画事業の変更認可……………(道路課) …… 六
- 公安委員会
- 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(警務課) …… 六

告 示

青森県告示第百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 う事 業 所	指 定 年 月 日
有限会社 アホーム	北津軽郡板柳町 大字掛落林字前 田二六三	通所介護	五所川原市大字 福山字実吉七二 の三	平成 三〇・四・一
AKY合同 会社	黒石市馬場尻東 二五の一六	訪問介護	黒石市追子野木 一三丁目二一五の 一	〃
株式会社 エコー	十和田市東一番 町六の五一	特定施設 入居者生 活介護	十和田市大字三 本木字一本木沢 一九の一	〃
社会福祉法 人東北赤松 福祉会	上北郡東北町字 往来ノ下三四	通所介護	上北郡東北町字 外蛸沢前平六六 の一	〃
有限会社 トア・ジェン	十和田市西二十 三番町一五の四	福祉用具 貸与	十和田市西二十 三番町一五の四	〃
有限会社 トア・ジェン	十和田市西二十 三番町一五の四	特定福祉 用具販売	十和田市西二十 三番町一五の四	〃

青森県告示第百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
社会福祉法人あじさい会	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町八	訪問介護 浴介	外ヶ浜町三厩高年齢者生活福祉センター 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七	平成 30・3・25 平成 30・3・31		
株式会社 えがお	黒石市大字牡丹の平字福民西六一	訪問介護	黒石市大字牡丹の平字福民西六一	平成 30・2・23		
株式会社 えがお	黒石市大字牡丹の平字福民西六一	訪問看護	黒石市大字牡丹の平字福民西六一			
社会福祉法人鯨ヶ沢会	西津軽郡鯨ヶ沢町大字舞戸の四後家屋敷九の四	通所介護	西津軽郡鯨ヶ沢町大字舞戸の四後家屋敷九の四	平成 30・3・23		
株式会社 エコー	十和田市東一番町六の五一	訪問介護	十和田市大字一本字一木字付高木一			

青森県告示第百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
株式会社 えがお	黒石市大字牡丹の平字福民西六一	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	黒石市緑ヶ丘九の二	平成 30・2・23	平成 30・3・31
有限会社 かずさ	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一	平成 29・5・23	平成 29・6・30
有限会社 さくら	北津軽郡中泊町大字中里字亀山七	さくら介護支援センター	さくら介護支援センター	北津軽郡中泊町大字中里字亀山七	平成 30・2・26	平成 30・3・31
社会福祉法人十和田湖会	十和田市大字奥瀬下川目二の九	在宅介護支援センター	在宅介護支援センター	十和田市大字奥瀬下川目二の九	平成 30・3・26	
社会福祉法人桜木会	むつ市中央二丁目一三の一五	中央サポートセンター	中央サポートセンター	むつ市中央二丁目五の二八	平成 30・2・23	

青森県告示第百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、

次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護老人福祉施設の開設者	名 称	介護老人福祉施設	指 定 日
社会福祉法人 吉幸会	主たる事務所の所在地	特別養護老人ホームゆうなぎの里	平成 三〇・四・一
〇苗代沢三の六六	名 称	下北郡佐井村大字佐井原田五の二	

青森県告示第三百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 日
有 限 会 社 トア・ジェン	主たる事務所の所在地又は住所	特定介護用具販売	有 限 会 社 トア・ジェン	平成 三〇・四・一
有 限 会 社 トア・ジェン	三和町西二の四	貸付	有 限 会 社 トア・ジェン	
有 限 会 社 トア・ジェン	三和町一五の四	介護用具	有 限 会 社 トア・ジェン	
有 限 会 社 トア・ジェン	三和町西二の四	介護用具	有 限 会 社 トア・ジェン	
有 限 会 社 トア・ジェン	三和町一五の四	介護用具	有 限 会 社 トア・ジェン	

青森県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業者を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	届 出 日	廃 止 日
社会福祉法人あじさい会	主たる事務所の所在地又は住所	介護訪問	外ヶ浜町三ヶ瀬高年齢者生活福祉センター	平成 三〇・三・一五	平成 三〇・三・三二
株式会社 えがお	黒石市大字牡丹の一字福民西六一	介護訪問	黒石市大字牡丹の一字福民西六一	三〇・二・二三	〃
株式会社 えがお	黒石市大字牡丹の一字福民西六一	介護訪問	黒石市大字牡丹の一字福民西六一	〃	〃
株式会社 えがお	黒石市大字牡丹の一字福民西六一	介護訪問	黒石市大字牡丹の一字福民西六一	〃	〃
株式会社 さくら	北津軽郡中泊町大字中里七の四	介護訪問	北津軽郡中泊町大字中里七の四	三〇・二・二六	〃
株式会社 エコー	十和田市東一番町六の五一	介護訪問	十和田市大字木沢本一の高層住宅	三〇・二・二三	〃

青森県告示第百二十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 二七
登録年月日	平成 三〇・三・二九
氏名又は名称	医療法人 済寿会
住所	黒石市寿 三町四三の
事業名称	介護老人 保健施設 あしたば の里・黒石
所在地	黒石市末 広六の一
業務開始年月日	平成 三〇・四・一
備考	介護老人 保健施設

青森県告示第百二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	あおいもり薬局	所在地	上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一一〇	指定期日	平成 三〇・三・一
名称	ちびき薬剤センター	所在地	上北郡東北町字板橋山一の三〇	指定期日	〃

青森県告示第百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八	就労継続B型支援	はたらびー	五所川原市若葉三丁目四の一〇	〃	
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八	生活介護	はたらびー	五所川原市若葉三丁目四の一〇	〃	
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八	共同生活援助	グループホーム	五所川原市若葉三丁目四の三	〃	
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八	行動援助	ピアステール	五所川原市若葉三丁目四の三	〃	
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八	居宅介護	ピアステール	五所川原市若葉三丁目四の三	〃	
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八	共同生活援助	グループホーム	五所川原市若葉三丁目四の三	〃	
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八	就労定着支援	就労サポートセンター	東津軽郡平内町大字茂浦字向田二四	〃	
有限会社ポールハート	平川市柏木町東田四の六	重度訪問介護	訪問介護南津軽	平川市本町平野二四の一第二平野ビル二階	〃	
有限会社ポールハート	平川市柏木町東田四の六	居宅介護	訪問介護南津軽	平川市本町平野二四の一第二平野ビル二階	平成 三〇・四・一	

青森県告示第百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	同行援護		
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和	居宅介護	石川ホームヘルパーステーション	弘前市大字堀越一字柳元二九三の	平成 三〇・三・三一
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	居宅介護	浦町ホームヘルパーステーション	黒石市浦町一丁目八二	〃
特定非営利活動法人しおん	弘前市大字大原二丁目八の二〇	就労継続支援A型	コミュニティカフェらみい	弘前市大字安原三丁目二の一七	〃

青森県告示第百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
けんこう調剤薬局	弘前市大字三岳町六の三一	平成 三〇・三・三一

青森県告示第百二十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年四月十四日から施行する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

- ゆうき青森農業協同組合野辺地支所 上北郡野辺地町字野辺地
- ゆうき青森農業協同組合らくのう支所 上北郡野辺地町字大月平
- ゆうき青森農業協同組合天間林支所 上北郡七戸町字森ノ上
- ゆうき青森農業協同組合六ヶ所支所 上北郡六ヶ所村大字平沼
- ゆうき青森農業協同組合野辺地支店 上北郡野辺地町字野辺地
- ゆうき青森農業協同組合天間林支店 上北郡七戸町字森ノ上
- ゆうき青森農業協同組合六ヶ所支店 上北郡六ヶ所村大字平沼

を

に改める。

公 告

都市計画事業の変更認可

むつ都市計画事業の変更認可について、平成三十年三月二十八日東北地方整備局告示第八十二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成三十年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

むつ都市計画道路事業（一・五・一号むつ横浜線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成二十九年東北地方整備局告示第五十七号の事業地のうち青森県上北郡横浜町字林ノ脇、字太郎須田、字三保野及び字上イタヤノ木地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

平成二十九年東北地方整備局告示第五十七号の事業地のうち青森県上北郡横浜町字林ノ脇及び字三保野地内において事業地を変更する。

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月十三日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第五号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置）	別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置）	別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置）	別表第一（第二条関係）（交番の名称及び位置）
所轄警察署 (略)	所轄警察署 (略)	所轄警察署 (略)	所轄警察署 (略)
名称 (略)	名称 (略)	名称 (略)	名称 (略)
位置 (略)	位置 (略)	位置 (略)	位置 (略)
署 鱈ヶ沢警察 深浦交 番	署 鱈ヶ沢警察 深浦交 番	署 鱈ヶ沢警察 深浦交 番	署 鱈ヶ沢警察 深浦交 番
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三百三十三番地五	西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三百三十三番地五	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八十三番地一	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八十三番地一

附 則

この規則は、平成三十年四月十六日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	---	--------------------------------